



思いやり交通千葉

県内の交通事故	
発生件数	7,519件 (+545件)
死者数	68人 (+2人)
負傷者数	8,933人 (+606人)
死者全国ワースト4位 令和3年7月末時点 (前年比)	

7月末現在の速報値です。確定値及び最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第178号

発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課

電話 043(223)2263

FAX 043(221)2969

飲酒運転根絶

飲酒運転は、絶対しない・させない・許さない



秋 9月30日木は「交通事故死ゼロを目指す日」です
秋の全国交通安全運動

令和3年9月21日(火)～9月30日(木)



子供と高齢者
を始めとする
歩行者の
安全の確保



夕暮れ時と夜間の
事故防止と歩行者
等の保護など安全
運転意識の向上



自転車の
安全確保と
交通ルール
遵守の徹底



飲酒運転等の
悪質・危険な
運転の根絶



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
「カチャビヨン」

内閣府

千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

令和3年 秋の全国交通安全運動が始まります

秋口は日没が急激に早まるため、夕暮れ時や夜間における交通事故の増加が懸念されます。また、小学生が犠牲となる悲惨な事故や、飲酒運転などの悪質運転による事故が、依然として発生しています。

交通事故は、一人ひとりの心掛けで減らすことができます。事故に遭わない、起こさないために、皆でルールを守り、思いやりを持って道路を利用しましょう。

実施期間 令和3年9月21日(火)から9月30日(木)まで

スローガン 「飲酒運転根絶」 ~ 飲酒運転は、絶対しない・させない・許さない ~

運動の 重点目標

- ①飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ②子供と高齢者を中心とする歩行者の安全の確保
- ③夕暮れ時と夜間の事故防止と安全運転意識の向上
- ④自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底



夕暮れ時・夜間・明け方の事故防止

ドライバーの皆さん

- 日没の早まりによる交通事故が多くなります。前照灯は早目に点灯しましょう。
- 夜間先行車や対向車がない場合はハイビームを上手に活用し、道路上の危険を早く発見して事故を回避しましょう。



歩行者の皆さん

- 道路を横断する際は横断歩道を通行しましょう。
- 歩きスマホなどの「ながらスマホ」は大変危険ですので、やめてください。
- 夜間など暗い時の外出時には明るい服装と反射材を身につけましょう。

反射材 つけて輝く その笑顔

シールタイプのもの



吊り下げタイプのもの



バンドタイプのもの



自転車に付けるタイプのもの



反射材の入手方法

100円ショップやホームセンターで購入できます。安価なものから高性能なものまでいろいろと種類があります。

飲酒運転は犯罪です!

「自分は大丈夫」「少しくらいのお酒なら…」そんなふうに思ってはいませんか?あなたの一瞬の過ちが、重大な事故につながります。飲んだら乗らない、乗るなら飲まないを徹底して、安全な運転を心がけましょう。

お酒に強い・弱いに関係なくアルコールによる影響が!



酒酔い運転

5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金

「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態)で車両等を運転する行為。

酒気帯び運転

3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金

車両提供

運転者が酒酔い

▶ 5年以下の懲役、又は
100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び

▶ 3年以下の懲役、又は
50万円以下の罰金

酒類提供・同乗者

運転者が酒酔い

▶ 3年以下の懲役、又は
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び

▶ 2年以下の懲役、又は
30万円以下の罰金

飲酒検知拒否

**3ヶ月以下の懲役、又は
50万円以下の罰金**

*すべて運転免許の行政処分の対象になります。



ちばサイクルルール

自転車は身近な交通手段ですが、自転車側に法令違反がある重大な交通事故が後を絶ちません。自転車に乗るときは「ちばサイクルルール」を確認し、交通ルール・マナーを徹底しましょう。

自転車に乗る前のルール

じ てんしゃ ほ けん はい

①自転車保険に入ろう

てん けん せ い ひ

②点検整備をしよう

はん しや き ざい つ

③反射器材を付けよう

いん しゅ うん てん

④ヘルメットをかぶろう

いん しゅ うん てん

⑤飲酒運転はやめよう



自転車に乗るときのルール

しゃ どう ひだりがわ はし

①車道の左側を走ろう

あ

ひと

ゆう せん

②歩いている人を優先しよう

うん てん

③ながら運転はやめよう

こう さ てん

あん せん かく にん

④交差点では安全確認をしよう

ゆう がた

⑤夕方からライトをつけよう

*このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに、「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

高齢ドライバーのためのポイント

- ・体調が悪い時、雨の日や夜間の視界が悪い時等は運転ミスにつながります。公共交通機関を利用しましょう。
- ・運転に不安を感じた時は運転免許の自主返納や、セーフティ・サポートカーを検討しましょう。
- ・運転免許を自主返納した方などへの支援措置もあります。

ホームページでも情報を掲載しています。



セーフティ・サポート
カーについて



支援措置について

横断歩道は歩行者優先です

横断歩道を渡っている人や渡ろうとしている人がいる場合、車はその手前で停車しなければいけません。車を運転するときは、「ゼブラ・ストップ活動」を実践し、交通事故をストップしましょう。

また、交通事故の中には、歩行者側にも交通ルールの違反があるものも見受けられます。歩行者も交通ルールを守り、道路利用者が一体となって交通事故防止を図りましょう。



ゼebra・ストップ活動
啓発用動画はこちら

「前方」をよく見て運転、横断歩道に十分注意

前をよく見て安全運転、横断歩道を発見したら、その周りに歩行者等がいないか十分注意!

「ブレーキ」

横断歩道の手前では、「ブレーキ」操作で安全確認

渡ろうとする歩行者等がいるかも知れない場合は、横断歩道の手前で停まれる速度で進もう!

横断歩道でも3(サン)・「ライト」で交通事故防止

車の「ライト」早いめの点灯、小まめな切り替えで横断歩道を早期発見

横断歩道も反射材等で「ライト」アップ 注意

横断する歩行者がいたら…

交通事故…

ストップ

○交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページで巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

問い合わせ先

○本 所…県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264

○東葛飾支所…東葛飾合同庁舎 TEL 047-368-8000
4階

○安房支所…安房合同庁舎1階 TEL 0470-22-7132

○千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

○交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

千葉県環境生活部

くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263